

法改正により「でんさい」が信用保証制度の対象に！

「でんさい保証」の概要と活用ノウハウ

小規模企業活性化法が9月20日に施行。これに伴い、「でんさい保証」が利用可能になった。でんさい割引にマル保を付けたり、でんさいを担保にしたABL保証が利用できるようになったのだ。本稿では、そうした「でんさい保証」の内容や活用ポイント等を解説する。

平 成25年9月20日、小規模企業

の事業活動の活性化のため、中小企業基本法等の一部を改正する等の法律（小規模企業活性化法）が施行された。

これにより、電子記録債権割引保証等（でんさい保証）が導入されることとなった。電子記録債権の割引（でんさい割引）が新たにマル保の対象になるとともに、流動資産担保融資保証制度（ABL保証）における担保の対象として「でんさい」が追加されたのだ。「でんさい」制度は、中小企業といたった事業者の資金調達を円滑化させるために創設された制度である。

これまで手形の事務手続きや印紙税、保管・搬送等に悩まされてきた事業者や、支払手段を一本化して資金を効率化させたい、あるいは売掛債権を有効に活用したい事業者にとって、「でんさい」は有力な決済手段として期待されている（図表1）。

本稿では、まず「でんさい」について内容を確認したうえで、でんさい保証について見ていく。

1 「でんさい」制度の内容やメリット

「でんさい」は、平成20年12月施行の電子記録債権法に基づく制度であり、手形や売掛債権等が有していた問題を克服した、新たな金銭債権である。「でんさい」は、単純に手形や売掛債権を電子化したものではない。手形や売掛債権と並ぶ債権であり、手形と同様に、譲渡については善意取得や人的抗弁切断（関係当事者間およびその者から善意で譲り受けた者に対してしか主張できない）の効力など、取引の安全を確保するための措置が講じられている。

マル保の実務においては「でんさいネット」のみが対象

電子記録債権法では、「でんさい」に係る電子記録に関する業務を行う「電子記録債権機関」を規定している。手形では金融団体が手形交換所を運営しているが、電子記録債権機関も民間の手による管理に委ねることとされた。

図表1 でんさいと手形・売掛債権の比較

手形	でんさい
①作成・交付・保管コスト ②紛失・盗難リスク ③分割不可	①電子データ送受信等による発生・譲渡 ②記録機関の記録原簿で管理 ③分割可
売掛債権	でんさい
①譲渡対象債権の不存在・二重譲渡リスク ②譲渡について債務者に対抗するために債務者への通知等が必要 ③人的抗弁を対抗されるリスク	①電子記録により債権の存在・帰属を可視化 ②債権の存在・帰属は明確であり、通知等は不要 ③原則として人的抗弁は切断

図表2 手形と「でんさい」との共通点・相違点

項目	手形	でんさい
共通点	記載事項	記録する内容を手形と同様の基本的な事項に定型化
	振出・発生	債務者の単独行為による発生
	裏書・譲渡	譲渡人の信用補完として、譲渡時に原則として譲渡人が保証記録する
	不渡・支払不能	6カ月以内に2回の支払不能で銀行取引停止処分
相違点	発行	システムにより発行、支払の事務負担を軽減。輸送コストも軽減
	印紙税	負担なし
	紛失、盗難、保管	ペーパーレス化により紛失や盗難のリスクがなくなり、保管コストが削減できる
	取立	支払期日に窓口金融機関の口座に自動送金されるため、取立事務が不要
	分割	一部分割、一部譲渡ともに可能
訴訟制度	簡易な訴訟制度なし	

中小企業の資金調達の円滑化に資する最も汎用的な方式を採用している（図表2）。

利用方法については、取引先や金融機関に対して裏書譲渡が可能な手形の利用方法と同様の方法を採用し、金融機関が割引した際にも買戻債務が随伴することになる。

発行にあたっては、手形では金額、支払期日、振出人、受取人等の記載を必要とするが、「でんさい」でも同様の内容を登録する。

仮に債務者が支払期日に決済資金を用意で

平成25年9月時点において、電子記録債権機関として主務大臣の指定を受けた機関は、日本電子債権機構株式会社、SMB C電子債権記録株式会社、みずほ電子債権記録株式会社のメガバンク系の3社と、株式会社全銀電子債権ネットワークの4社となっている。

マル保利用にあたって、法律上は電子記録債権機関に制限は設けられていないが、メガバンク系3社は原則として買戻債務のないノンリコース形式（大企業における一括決済サービス等）を採用しているのに対し、全銀電子債権ネットワークが取り扱う「でんさいネット」は、中小企業に広く普及させることを目的に手形割引と同様、原則として買戻債務のあるリコース形式を採用している。

したがって、マル保の実務においては、信用保証の対象が割引に伴う買戻債務であることから、事実上は「でんさいネット」のみが対象となる。

中小企業も使えるよう手形と同様の方法を採用

「でんさいネット」の特徴については以下のとおりだ。

ア手形的利用が可能

中小企業の資金調達の円滑化に